

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

本計画に掲げた施策は、地域生活、教育、労働、保健、生活環境、権利擁護など、幅広い分野に渡るとともに、障害のある人それぞれのライフスタイルに合わせての一貫した支援が必要なことから、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に、また、着実に施策を推進していく必要があります。そのため、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取組を進めていきます。

1 計画の推進の基本方針

本計画の内容を達成するために、以下の事項を計画推進の基本方針として取り組んでいきます。

- 保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化します。
- 県等の関係機関や近隣市町村、民間団体など、多様な主体と相互に連携を強化します。
- 障害のある人への生活支援が、総合的・効果的に展開できるよう、各種サービスのネットワーク化を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を確認・評価し、「広報おがわ」や町のホームページ等を通じて町民に公表・報告していく必要があります。計画の推進・進行管理を町の担当課により、効果的かつ着実に進めていきます。

①計画内容の着実な推進と進行管理

- 本計画の各施策・事業について、各担当課が、自己評価を行いながら計画に基づく実施に努め、進捗状況の把握と評価を行います。
- PDCA サイクルを導入し、年度毎に計画の進捗状況を把握し、分析・評価をもとに新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

②「自立支援協議会」との連携

- 進捗状況の評価に際しては、周辺の市町村と共同で設置している「比企地域自立支援協議会」と適宜連携を図り、広域的な視点を導入するようにします。

③町民への公表

- 町は、関係機関と協働で計画の進捗状況を取りまとめ、町民に公表・報告します。